

(平成21年5月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	52 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	28 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	57 件
国民年金関係	25 件
厚生年金関係	32 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から38年3月までの期間及び43年10月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年9月から37年3月まで
② 昭和37年10月から38年3月まで
③ 昭和43年10月から44年3月まで
④ 昭和59年2月及び同年3月

私の国民年金保険料は、母が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、いずれも6か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間②の直前の期間は過年度納付されているなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①及び④については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとされる申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間④については、申立人は、当該期間の「国民年金保険料納付書兼領収書」を所持しているが、未使用のもの（「納付書兼領収証書」、「国民年金受入済通知書」及び「国民年金原符」の各部分が切り離されておらず、金融機関の領収印も押されていない）であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和37年10月から38年3月までの期間及び43年10月から44年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から同年12月まで

私は、昭和58年6月に会社を退職後、国民年金への切替手続きを行い、金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をおおむね納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行っている。

また、申立期間は3か月と短期間で、申立期間前後の期間の保険料は納付済みである上、申立人は、保険料の納付書の送付先、納付書に記載された内容及び事項等について具体的に説明しているなど、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から51年3月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月から51年3月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで

私は、町役場に勤務していた同窓生から勧められて国民年金の加入手続をした。申立期間①については、加入した際に、過去の未納分の国民年金保険料もさかのぼって納付することができると聞き、可能な限りさかのぼって保険料を納付したと記憶している。また、申立期間②については、納付書により金融機関で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除き、昭和53年4月からは国民年金に任意加入して国民年金保険料をすべて納付しており、昭和53年度及び54年度は保険料を前納している。

申立期間①のうち昭和49年10月から51年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は51年11月ごろに払い出されており、その時点で、当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であり、また、申立人は、国民年金に加入し、さかのぼって保険料を納付するに至った経緯、保険料の納付場所、納付方法等について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、12か月と短期間で、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである上、申立人は、保険料の納付場所、納付方法等について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 しかしながら、申立期間①のうち昭和47年12月から49年9月までの期

間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金に加入した時期に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、上記の手帳記号番号の払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は、現在所持する年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶はないと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から51年3月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から54年3月まで

私は、A県内に転居する前に、夫から将来のためにと勧められて、昭和49年の誕生日ころ、国民年金に任意加入し、国民年金保険料は納付書により金融機関等で納付していたはずである。

申立期間当時、隣に住む姉が国民年金に未加入であったことから、すでに国民年金に任意加入していた私は、任意加入することを勧め、その姉は、昭和50年1月に任意加入して以降、保険料が納付済みとなっている。姉より先に任意加入していた私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、申立人が国民年金に加入したとする昭和49年10月から54年3月までの期間については、申立人は、国民年金に任意加入するに至った経緯、加入場所及び国民年金保険料の納付方法等について具体的に記憶しているとともに、申立人の姉は、申立人に勧められて国民年金に任意加入した経緯、加入した時期等について具体的かつ鮮明に証言していること及び50年1月に国民年金に任意加入して以降、自身の保険料をすべて納付していることが確認できることなどを踏まえると、申立人は、申立てどおり、49年10月に国民年金に任意加入していたと推認できる。また、申立人は、当該期間後の保険料をすべて納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 2 しかしながら、申立期間のうち、昭和49年3月から同年9月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、加入した時期と説明する上記の時期に国民年金に任意加入したと推認され、また、任意加入者の納付義務は任意加入した月から発生することから、制度上、当該期間の保険料をさかのぼって納付することはできないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年1月まで

私の国民年金の諸手続は、すべて妻が行ってくれていた。妻から、自宅に来た区の職員を通じて、夫婦二人の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人にきちんと納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和37年4月から38年1月までの期間については、当該期間当時、申立人夫婦が居住していた区では、区の専任徴収員が戸別訪問をして国民年金の加入勧奨をするとともに、現年度分の国民年金保険料の集金をしていたことが確認でき、また、申立人の国民年金手帳は37年11月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点で、当該期間は現年度であることから、定期的に集金人に保険料を納付することが可能な期間であるなど、申立人夫婦の保険料を納付していたとする妻の保険料の納付に関する主張は、基本的に信用できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間は、上記の手帳記号番号の払出時点で過年度となることから、保険料を徴収員に納付することは原則としてできない期間であるとともに、妻は、さかのぼって保険料をまとめて納付した記憶はないと説明するなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年1月まで

私は、自宅に来た区の職員を通じて、夫婦二人の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人にきちんと納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和37年4月から38年1月までの期間については、当該期間当時、申立人夫婦が居住していた区では、区の専任徴収員が戸別訪問をして国民年金の加入勧奨をするとともに、現年度分の国民年金保険料の集金をしてきたことが確認でき、また、申立人の国民年金手帳は37年11月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点で、当該期間は現年度であることから、定期的に集金人に保険料を納付することが可能な期間であるなど、申立人の保険料の納付に関する主張は、基本的に信用できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間は、上記の手帳記号番号の払出時点で過年度となることから、保険料を徴収員に納付することは原則としてできない期間であるとともに、申立人は、さかのぼって保険料をまとめて納付した記憶はないと説明するなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4304

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、昭和36年4月の国民年金制度発足時から、国民年金保険料を納付してきた。申立期間当時は、区の第2庁舎で、国民年金手帳に印紙を貼って納付していたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、保険料の納付場所、納付方法、納付金額等について具体的に記憶している上、納付場所と説明する区の第2庁舎は、申立期間当時に所在し、国民年金の収納事務を取り扱っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年7月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私の国民年金加入手続は母がしてくれて、結婚後は自分で国民年金保険料を納付した。夫が国民年金に加入した時、少しまとめて保険料を納付したので、私の保険料も一緒にまとめて納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年7月から38年3月までの期間については、申立人の夫が国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を納付したとする38年10月時点で過年度納付できる期間であり、申立人は保険料をまとめて払ったことや、納付した場所に関する記憶が具体的で鮮明であるなど申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から同年6月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人がさかのぼって保険料の納付を行ったとする昭和38年10月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年7月から38年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの期間及び42年10月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで
③ 昭和42年10月から43年3月まで

私は、私と双子の弟の二人分の国民年金保険料を、いつも私が一緒に納付していた。申立期間の弟の保険料が納付済みで、二人分の保険料を納付していた私の分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、それぞれ3か月、6か月と短期間で、前後の期間は納付済みとなっており、納付方法、場所に関する申立人の記憶は具体的に鮮明である上、申立人が自身の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の弟は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の弟は昭和36年2月に払い出されていることに対し、39年5月と異なる時期に払い出されていることから、申立期間①の保険料を兄弟一緒に現年度納付することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間①の一部は保険料を過年度納付することが可能な期間であるが、申立人は、過年度納付をした記憶がないとしている上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの期間及び42年10月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から41年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から41年5月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の免除申請の手続を行った。昭和48年ごろに追納を勧奨する通知が届き、区役所にて手続を行った後に納付書が送られてきたので、銀行で免除期間の保険料を追納した。申立期間が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間の保険料を追納した経緯、追納保険料の納付場所、納付方法及び追納回数等に関する申立人の記憶は具体的で鮮明である上、追納したとする時期は、申立期間の保険料を追納することが可能な時期であり、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間を含む申請免除の期間について、特殊台帳とオンライン記録が異なるなど記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4311

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年3月まで
私は、昭和36年の国民年金制度発足当時、勤めていた会社の社長から、国民年金に加入させると言われ同意した。保険料は毎月100円を給料から天引されていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は国民年金手帳記号番号が払い出された昭和36年5月の時点で、現年度納付が可能な期間であり、申立人は、元雇用主から国民年金の加入及び保険料についての説明を受けた時期や内容を鮮明に記憶している上、申立人が毎月給料から天引きされていたとする金額は、申立期間の保険料の金額と一致しているなど申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年9月まで
② 昭和41年1月から同年3月まで
③ 昭和45年1月から47年3月まで

申立期間①の国民年金保険料は、私が納付していたはずであり、申立期間②及び③の保険料は、義母が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間の前後の期間の保険料が納付済みとなっており、当該期間は3か月と短期間である上、当該期間の前後を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、当該期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人及び義母が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付方法等に関する記憶が曖昧である。また、申立期間③については、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる義母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで

私は、国民年金制度開始時から夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付してきた。その後に未納があったとしても昭和47年に過去の未納分の保険料を私自身が全額納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みとなっているなど、当該期間の保険料のみを納付しなかったとすることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年7月時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は、この期間が未納である場合に納付したとする47年の特例納付の納付場所、納付金額等の記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで

私の妻は、国民年金制度開始時から夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付してきた。その後に未納があったとしても昭和47年に過去の未納分の保険料を妻が全額納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みとなっているなど、当該期間の保険料のみを納付しなかったとすることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年7月時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人の妻は、この期間が未納である場合に納付したとする47年の特例納付の納付場所、納付金額等の記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4327

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から同年10月まで

私は、国民年金に加入後、国民年金保険料は市役所で納付してきた。結婚後は、夫婦二人分の保険料を私が一緒に納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年8月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は7か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付場所及び納付時期の記憶が鮮明である上、申立人が一緒に保険料を納付していたとする姉夫婦の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から同年10月まで

私の夫は、結婚後、私の国民年金の加入手続を行い、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年3月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は7か月と短期間である。

また、申立人の保険料を納付していたとする夫は、申立期間の保険料の納付場所、納付時期の記憶が鮮明である上、その夫と一緒に保険料を納付していたとする姉夫婦の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から51年9月まで
② 昭和52年10月から同年12月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料の納付書が届くと、区役所へ持参して納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間である。また、当該期間前後の国民年金保険料は現年度で納付していたことが確認できる上、申立人は保険料の納付場所の記憶が鮮明であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料額などの記憶が曖昧^{あいまい}である上、一緒に保険料を納付していたとする夫の保険料も未納となっているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで

私は、夫が家業を始めた昭和43年8月に夫婦で国民年金に加入し、夫の分も含めて国民年金保険料を市役所で納付していた。一緒に納付していた夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年8月の国民年金加入以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はそれぞれ3か月と短期間である上、申立期間前後の保険料は現年度で納付していたことが確認できる。

また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は連番で払い出されており、申立人が一緒に納付していたとする夫の申立期間の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4331

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から47年3月まで

私は、昭和46年に結婚する予定だったので、将来のことを考え、区役所で国民年金に加入した。その後は、送付されてきた納付書により国民年金保険料を郵便局等で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年3月に国民年金に加入以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、会社を退職後、直ちに国民年金への加入手続を行っていることから、加入手続を行った住所地で申立期間の納付書が発行されていたと考えられる上、申立人は加入の時期、場所、保険料の納付方法について記憶が鮮明であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間、53年1月から同年3月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで
③ 昭和56年4月から58年9月まで
④ 昭和59年1月から同年3月まで
⑤ 平成14年4月

私は、国民年金制度発足時に、区役所の職員に勧められて国民年金に加入した。結婚後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人や金融機関で納めてきたのに、私の申立期間の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び④については、当該期間はいずれも短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、当該期間の自身の保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③及び⑤については、申立人の妻が当該期間の申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の妻は、当時の保険料額及び納付方法等の納付状況に関する記憶が不明確である上、申立期間⑤については、申立人の妻は自身の保険料を口座振替で納付していたが、申立人は口座振替を取りやめていたことが確認できるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の

保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間、53年1月から同年3月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年3月から46年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年11月まで
② 昭和38年10月から39年9月まで
③ 昭和40年4月から41年2月まで
④ 昭和41年3月から46年7月まで
⑤ 昭和46年8月から50年3月まで
⑥ 昭和52年4月から同年6月まで
⑦ 昭和57年4月から58年3月まで
⑧ 昭和62年4月から63年3月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和36年に夫婦一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。元夫が病気で入院してからは、私は保険料の免除申請を行い、夫の保険料のみを納付していた。46年8月に離婚した後は、保険料を納付又は免除申請していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和36年2月に夫婦連番で払い出されており、元夫の入院を機に、申立人は国民年金保険料の免除申請を行い、元夫の保険料を優先して納付していたとする説明は具体的であり、免除申請手続を行ったとする説明に不自然さは見られない。また、社会保険庁のオンライン記録では、当該期間は未加入期間とされているが、本来は強制加入期間であり、当該期間の記録管理について不適切な事務処理が認められる。

しかしながら、申立期間①、②、③、⑤、⑥、⑦及び⑧については、申立期間の保険料が納付又は免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間における保険料額、納付方法等の納付状況及び免除申請に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間①については、元夫の自身の保険料も未納であり、申立期間②及び③については、申立人の元夫の保険料が納付済みとなっているが、当該保険料は昭和42年の重複納付分の保険料額が充当されたものであり、申立期間⑤、⑥、⑦及び⑧については、申立人が、離婚後、保険料の免除申請申請を行っても免除が認められなかったときもあり、また、納付書が来ても保険料を納付しないこともあったと説明しているなど、申立期間の保険料を納付又は免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年3月から46年7月までの期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から50年6月まで

私の夫は、昭和44年に区役所職員から過去の未納分の国民年金保険料をすべて納められると説明を受け、私の保険料として約14万円を当該職員に納付した。また、48年に転居した後に、保険料の督促状が届いた際、私が夫の保険料と一緒にまとめて納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和50年4月から同年6月までの期間については、申立人は、48年に転居した後に、一度だけ督促状を受け取ってから夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと説明しており、申立人の夫の納付記録により、50年度及び51年度の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人の当該期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち昭和41年4月から50年3月までの期間については、申立人の夫が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の夫が申立人の保険料をまとめて納付したとする44年は、特例納付の実施時期外である上、納付したとする金額は、当該期間の保険料を翌年度から実施されていた第1回特例納付により納付した場合の金額とも大きく異なっているなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から42年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、町役場で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和42年4月ごろに払い出されており、申立期間は国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立期間直後の昭和42年4月から43年5月までの保険料は、平成20年11月に申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認印等により納付済みに記録訂正されているほか、昭和44年4月から同年12月までの保険料は、社会保険庁が管理する特殊台帳（原票）では未納となっているにもかかわらず、被保険者記録（オンラインデータ）では納付済みとなっているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった状況が複数見られる。

さらに、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所や夫の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私は、区役所の職員から、申立期間の国民年金保険料が未納であることを指摘され、保険料を区役所で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間直後の昭和46年度分の保険料を前納している。

また、申立期間前後の期間の保険料は納付済みとなっており、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所や夫の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年6月19日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月19日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、未加入となっている旨の回答をもらった。

しかし、申立期間の前後に勤務していたB社及びC社は、いずれも、A社の関連会社であり、申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された経歴証明書及び退職者名簿並びに同社からの厚生年金保険料の控除に係る回答により、申立人が同社及びその関連会社であるB社及びC社に継続して勤務し（昭和43年6月19日にB社からA社に異動し、同年8月1日に同社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年5月の社会保険庁のオンライン記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、C社の開設準備のため、申立人がB社からA社に異動した後、同社が厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る手続を行わなかったものと考えられるとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年6

月及び同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成6年3月から8年2月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から8年3月30日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、平成6年3月1日から8年3月30日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年3月から8年2月までは53万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社については、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年3月30日以降の同年4月8日に、申立人を含む3名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額は上記の53万円から、平成6年3月から8年2月まで9万2,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、平成元年11月6日から9年9月30日まで、A社の取締役として務めていたことが同社の商業登記簿謄本から確認できるが、当時、取締役総務経理担当兼年金事務執行者であった代表取締役の妻が「標準報酬月額の遡及訂正や会社の全喪処理を申立人に相談や報告をした覚えは無い」旨、また、

当時の複数の社員が「申立人は、取締役ではあったが、社会保険事務に関与していなかった」旨それぞれ供述していることや、当該事業所において申立人の雇用保険の加入記録が認められることから、申立人が、自身等の標準報酬月額
の訂正に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の 53 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和20年4月16日、資格喪失日に係る記録を同年8月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月16日から同年8月28日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。当時の家計簿が残っているため、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった人事記録から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所によると、社員全員に対して給与から厚生年金保険料を控除しており、申立人については正社員で、試用期間も無かったとしている。

さらに、申立人が申立期間当時作成した家計簿は、給与から厚生年金保険料等が控除されている記載があり、その金額は当時の保険料率に照らして妥当な金額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所の人事記録及び上記家計簿において確認できる厚生年金保険料の控除額から、60円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の社会保険事務所の保管する被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらず

ないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年4月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月31日から57年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和56年12月31日まで勤務しており、申立期間の保険料控除を確認できる給与明細書等があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びに申立人から提出のあった給与明細書及び給与所得の源泉徴収票から、申立人は、A社に昭和56年12月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和57年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを56年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又

は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間については24万4,000円、②の期間については51万2,000円に訂正されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該訂正の記録を取消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は24万4,000円、申立期間②は51万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年2月25日
② 平成18年2月28日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、平成20年5月に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成17年2月25日及び18年2月28日に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支払届における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は24万4,000円、申立期間②は51万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が、社会保険事務所に対して、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年5月19日にそれぞれ提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年6月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月22日から同年7月4日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に事業所間の異動はあったが、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人の略歴が記載されている株主総会の通知文書により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和41年6月22日にA社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和41年7月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は社会保険事務所に対する届出の誤りを認め、納付していないとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成4年8月から5年10月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から5年11月30日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した平成4年8月1日から5年11月30日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年8月から5年10月までは28万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社については、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年11月30日より後の同年12月3日に、申立人を含む12人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が平成4年8月から5年10月まで20万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の28万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格喪失日に係る記録を昭和45年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月28日から45年3月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた昭和45年2月は未加入となっていた。同社を退職したのは同年2月28日なので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の人事記録により、申立人は、同社に昭和45年2月28日まで勤務していたことが認められ、同社の現在の給与担当者が、「当時も、月末で退職した者については、退職月の厚生年金保険料を控除していた」と説明していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年1月の社会保険事務所の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還

付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、同年4月及び同年5月の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、昭和44年4月1日から同年6月1日までの期間について申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、同年4月1日にB社(関連会社)からA社へ転籍し、以降47年2月5日まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、A社の資格取得日は44年6月1日ではなく、同年4月1日と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社史及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和44年4月1日にB社からA社に転籍し、申立期間もA社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年6月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。しかし、同社は法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、A社が適用事業所となった昭和44年6月1日に被保険者資格を取得した申立人を含む従業員24人については、いずれも資格取得日が同年4月1日から同年6月1日に訂正されているが、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿では、同

社の適用年月日が訂正されずに同年6月1日と記載されていることから、当該訂正については、社会保険事務所により誤った処理が行われたとは考え難い。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年6月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所がすでに適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、事業主に対し確認はできないが、A社は、上記のとおり申立期間において適用事業所としての要件を満たしているものの、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったものと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、同年4月及び同年5月の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、昭和44年4月1日から同年6月1日までの期間について申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、同年4月1日にB社(関連会社)からA社へ転籍し、以降60年2月16日まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、A社の資格取得日は44年6月1日ではなく、同年4月1日と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の社史及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和44年4月1日にB社からA社に転籍し、申立期間もA社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年6月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。しかし、同社は法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、A社が適用事業所となった昭和44年6月1日に被保険者資格を取得した申立人を含む従業員24人については、いずれも資格取得日が同年4月1日から同年

6月1日に訂正されているが、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿では、同社の適用年月日が訂正されずに同年6月1日と記載されていることから、当該訂正については、社会保険事務所により誤った処理が行われたとは考え難い。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年6月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所がすでに適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、事業主に対し確認はできないが、A社は、上記のとおり申立期間において適用事業所としての要件を満たしているものの、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったものと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における資格取得日は、昭和24年6月1日、資格喪失日は同年11月16日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社が保管していた厚生年金台帳から、8,000円であると認められる。

また、申立期間のうち、昭和24年11月16日から25年1月3日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C事業所における資格取得日に係る記録を24年11月16日とし、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月1日から25年1月3日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、同社D営業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の記録が無いとの回答をもらった。同社内の人事異動なので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から、申立人が、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社は、申立人は、昭和24年11月15日まで同社D営業所で勤務し、同社D営業所は申立期間当時、社会保険の適用事業所となっていなかったため、同社D営業所の従業員は、同社B事業所において厚生年金保険に加入させていたとしており、このことは、A社が保管する厚生年金台帳により確認することができるが、社会保険事務所の同社B事業所の厚生年金保険被保険者名簿は、昭和28年2月の火災により焼失しており、その後復元された同名簿は存在し

ているものの、申立期間当時において、健康保険整理番号に複数の欠番が存在しており、その原因について現在の管轄社会保険事務所は「火災のあった日より前に被保険者資格を喪失している者については、不明である。」としていることから、当該事業所の被保険者の加入記録が完全に復元されているとは言い難いものとなっている。一方、28年2月の火災以降の記録については、社会保険事務所の記録とA社が保管する厚生年金台帳の記録は一致しており、A社が保管する厚生年金台帳の記録は正確なものと認められる。

さらに、A社が保管する厚生年金台帳により、申立人は、昭和24年5月に同社B事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、その後も継続して厚生年金保険に加入していることが確認できる。そして、上記厚生年金台帳に記載されている申立人の健康保険整理番号は、社会保険事務所のA社B事業所の厚生年金保険被保険者名簿では、欠番となっていることが確認できる。

加えて、現存する厚生年金保険被保険者名簿におけるこのような記録上の不備は、当初の名簿が火災で焼失したという事情から、事業主又は申立人のいずれの責にも帰することができないものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が主張する昭和24年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社が保管していた厚生年金台帳から、8,000円であると認められる。

一方、申立期間のうちの昭和24年11月16日から25年1月3日までの期間については、雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和24年11月16日に同社D営業所から同社C事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和25年1月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時の手続に誤りはなく保険料は納付したはずであるとしているが、同社から提出のあった同社C事業所の社会保険資格取得台帳により、事業主が昭和25年1月3日を資格取得日として社会保険事務所へ届出を行っているものと認められることから、申立人に係る24年11月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月10日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった労働者名簿及び賃金台帳により、申立人が同社に昭和49年4月10日から申立期間を含め、53年5月10日まで勤務していたことが確認できる。そして、A社から提出のあった申立人に係る昭和49年4月分から同年12月分までの賃金台帳により、申立人が、申立期間のうち、49年7月1日から同年8月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和49年7月1日から同年8月1日までの標準報酬月額については、申立人のA社における同年8月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付していないとし、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和49年4月10日から同年6月30日までについては、A社から提出のあった賃金台帳により、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、A社は、申立期間当時、同社で採用した従業員に採用後一定の試用期間を設けており、申立人についても昭和49年4月10日から同年6月30日までは試用期間であったため、厚生年金保険の加入手続を行っておらず、厚生年金保険料を給与から控除していなかったとしている。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月10日から同年6月30日までについて、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支店における資格喪失日に係る記録及び同社D本社における資格取得日に係る記録を昭和43年6月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月20日から同年7月3日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に転勤はあったが継続して同社に勤務していたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年6月20日に同社C支店から同社D本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については昭和43年7月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係るA社C支店における資格喪失日を昭和43年6月21日、本社における資格取得日を同年7月3日と、いずれも誤って届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月25日から同年8月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保有する申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和41年7月25日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和41年8月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日を昭和36年6月1日に、資格喪失日を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた昭和36年4月1日から平成9年6月30日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間に異動はしたが継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された異動年月日、所属先及び職名が記載された社員台帳から判断すると、申立人は、A社に昭和36年4月1日から平成9年6月30日まで継続して勤務し（昭和36年6月1日にA社本社から同社B事業所に、同年7月1日に同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和36年7月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は保存期間の経過により廃棄して提出できないが、当時の手続に誤りは無いとの理由から、納付したと主張するが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当

該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 36 年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を昭和43年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた昭和43年3月1日から平成12年4月21日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。当該期間も同社には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和43年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿、厚生年金基金加入員資格取得届及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に昭和43年3月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与所得に対する所得税源泉徴収簿の保険料控除額及び昭和43年11月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月31日から同年4月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社C工場から同社D営業所に転勤した際の資格喪失日が昭和41年3月31日となっていたため、同年3月分の加入記録が無いことが分かった。申立期間には継続して勤務しているため、同期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の照会回答結果及び申立人の供述内容から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和41年4月1日に同社C工場から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年2月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日について、昭和41年4月1日として届け出るべきところを同年3月31日として誤って届け出たことを認めており、このため、同年3月分の保険料を納付していないとされていることから、事業主が、同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付さ

れるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を平成7年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A法人に勤務していた平成3年4月1日から7年3月31日までの期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。平成7年3月31日まで同法人に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA法人が申立人の同法人における在職期間と資格喪失の取扱いについて作成している証明書から判断すると、申立人が同法人に平成7年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成7年2月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って申立人の退職日である平成7年3月31日として届け出たため、同年3月分の保険料を納付していないとしていることから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支所における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月26日から同年4月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた昭和38年4月1日から平成8年3月31日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間には、A社C支所から同社D支所に異動したものであり、同社には継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管している申立人の経歴書等から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和40年3月25日に同社C支所から同社D支所開設準備室に異動。なお、同社D支所は40年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までC支所において引き続き有すべきもの。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年2月の社会保険事務所の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険庁の記録上の資格喪失日（昭和40年3月26日）が、A社が保管している申立人の経歴書に記載されている発令年月日の翌日と一致しており、これは事業主でなければ把握できない日付で

あるため、事業主が資格喪失日を昭和 40 年 3 月 26 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和35年12月から37年4月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業本部における資格取得日に係る記録を昭和35年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年12月から36年9月までは9,000円、36年10月から37年4月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月1日から37年5月1日

申立期間に、A社B事業本部でC職として勤務していたが、同期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業本部における雇用保険の記録、A社健康保険組合の加入記録、同社において申立人と同じ雇用上の取扱いをされていた複数の元同僚の供述及びこれら同僚の厚生年金保険の加入状況から判断すると、申立人は、同社に入社した翌月の昭和35年12月1日から37年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B事業本部における申立期間当時の複数の同僚の社会保険事務所の記録により、昭和35年12月から36年9月までは9,000円、36年10月から37年4月までは1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は当該届出を記録

していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年11月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間④のうち、昭和55年8月31日から同年9月3日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を同年9月3日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月14日から同年12月1日まで
② 昭和43年11月25日から同年12月1日まで
③ 昭和52年6月25日から同年8月1日まで
④ 昭和55年8月31日から同年9月7日まで

昭和40年12月5日から43年12月1日まではC社に、同年11月25日から44年9月3日まではA社に、また、52年6月25日から55年9月7日まではB社に、それぞれ販売員として勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間を、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社の給与明細書、雇用保険の記録及び申立期間当時のA社の店長の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが

確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の昭和43年11月の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、2万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間は厚生年金保険適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は昭和43年12月1日に適用事業所となっているところ、申立期間当時のA社の店長は、申立期間当時に同社で勤務していた従業員数は7、8名程度であったとしていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、事業主は、A社が申立期間において適用事業所としての要件を備えていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②に係る保険料を給与から控除しているものの、納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④については、B社の給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に昭和55年9月2日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社の昭和55年8月の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、B社は、申立期間は厚生年金保険適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は昭和55年8月31日に適用事業所ではなくなっているが、申立人及び当時の取締役の一人は、上記の期間において同社で勤務していた職員数は役員を含めて7、8名程度であったとしていることから、同期間も厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を引き続き満たしていたものと判断できる。

なお、事業主は、上記の期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったものと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④の期間のうち、昭和55年9月3日から同年同月7日までの期間については、B社の同年9月分の給与明細書に記載の出勤日数及び雇用保険の記録から、申立人が同期間に同社に勤務していたことを認めることはできない。

申立期間①については、C社の昭和43年11月の給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることは認められるものの、雇用保険の加入記録によると、申立人は同年11月13日に同社を退職していることが確認でき、また、申立人が、同社の後に勤務しているA社の店長は、「日付までは分からないが、申立人が昭和43年11月中にC社からA社に移籍してきた。」と供述しており、申立人も同事実を認めていることから、申立人が、同社において同年同月末日まで勤務していたことを認めることはできない。

申立期間③については、雇用保険の加入記録により、申立人が昭和52年7

月 1 日から B 社で勤務していたことは認められるが、同月分の給与明細書により、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が昭和 43 年 11 月末日まで C 社に勤務していたことは認められないことから、同社における厚生年金保険の被保険者期間として認めることはできない。また、申立期間③については、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立に係る事業所における標準報酬月額は、昭和49年1月から同年6月までの期間については18万円、昭和51年8月から同年9月までの期間については28万円であると認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月1日から同年7月1日まで
② 昭和51年8月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所の厚生年金保険の記録では、A社B支店で勤務していた申立期間①の標準報酬月額が15万円、同社C支店で勤務していた申立期間②の標準報酬月額が20万円となっているが、D厚生年金基金の加入員記録ではそれぞれ18万円、28万円となっており相違している。当該記録の相違について調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るD厚生年金基金の加入員記録では、申立期間①及び②に係る標準報酬月額が、それぞれ18万円、28万円とされていることが確認でき、同基金及びA社から、厚生年金保険及び同基金の届出様式は、申立期間当時から複写式のものを使用していたとの証言が得られた。

申立期間①について、A社は、昭和48年10月1日に他社と合併した際、同社従業員の人事制度見直しや給与額の調整を行っており、この影響で給与が増額となった者が少なくないことから、申立人についても49年1月に随時改定の対象となったと考えられると説明しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の記録には当該改定記録の記載が無い。

また、申立期間②については、A社から提出された人事台帳から、申立人が当該期間直前の昭和51年6月1日付けで同社B支店から同社C支店に転勤したこと及び、転勤時点の申立人の本俸・資格手当・職務手当の合計金額が28万円を超えていることが確認できる上、社会保険事務所の記録によると、申立

人は当該転勤の日をもってA社C支店で厚生年金保険被保険者資格を取得しており、当時の厚生年金保険標準報酬月額の上限が20万円であったことから、申立人の標準報酬月額は20万円と決定されているが、51年8月の「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（昭和51年法律第63号）の施行に伴い、同月から標準報酬月額の上限が32万円に引き上げられたことを受けて、申立期間の標準報酬月額も増額されるべきところ、同支店に係る健康保険厚生年金被保険者名簿に記載されている申立人の記録には当該改定記録の記載が無い。

一方、D厚生年金基金の加入員記録には、申立期間①の標準報酬月額が「随時改定」により昭和49年1月1日から、申立期間②の標準報酬月額が法律改正に伴う改定である旨の「法改」により51年8月1日から、それぞれ変更されたことが記録されており、前述の周辺事情から、同基金の記録が事実と則したものであると推認できる。

これらを総合的に判断すると、いずれの申立期間についても、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月1日から同年8月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間について2か月の空白期間が生じていた。しかし、A社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年8月1日に同社B支社からC支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年5月の社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月15日から同年12月16日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、昭和45年11月15日から同年12月16日までの期間が未加入となっている旨の回答をもらった。昭和36年の入社以来、平成12年までA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった在籍証明書及び人事記録、雇用保険の加入記録並びに事業主の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年11月に同社C工場からB工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年12月の社会保険事務所の記録から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が昭和45年12月16日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年5月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月17日から同年6月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、昭和37年5月17日から同年6月1日までの期間が未加入となっている旨の回答をもらった。昭和33年の入社以来、平成11年までA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった退職証明書、B健康保険組合の加入記録、雇用保険の加入記録及び事業主の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年5月17日に同社C支店から本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年6月の社会保険事務所の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が、昭和37年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、昭和50年4月1日から同年5月1日までの期間が未加入となっている旨の回答をもらった。昭和38年4月1日にA社に入社してから平成19年6月28日に同社を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、A社が保管している人事異動記録及び雇用保険の加入記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和50年4月1日に同社B支店から本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び社会保険事務所の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、昭和42年6月1日から同年7月1日までの期間が未加入となっている旨の回答をもらった。昭和37年の入社以来、平成12年までA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった在籍証明書及び人事記録、雇用保険の加入記録並びに事業主の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年6月1日に同社B事業所からC事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年7月の社会保険事務所の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が、昭和42年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年12月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月26日から40年1月6日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、昭和39年12月26日から40年1月6日までの期間が未加入となっている旨の回答をもらった。昭和34年の入社以来、40年11月までA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚等の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和39年12月26日に同社C支店からB支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年1月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から54年12月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、家族全員の保険料と一緒に夫の両親が納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする義父母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、義父母が保険料と一緒に納付していたとする義姉妹からも具体的な証言を得られないなど、義父母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年1月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から40年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、夫の保険料と一緒に義母が集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の義母から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立期間直後の昭和40年4月から41年3月までの保険料は第1回特例納付により納付されているが、申立人に、特例納付に関する記憶はなく、義母から特例納付の状況についても聴取することができないため、特例納付時の状況も不明確であるなど、義母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から49年12月まで

私の国民年金の諸手続は、亡くなるまで母が行ってくれていた。母から、私が昭和44年に実家に転居したころに、国民年金の加入勧奨に来た市の職員に勧められて加入手続をし、国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年4月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を見た記憶も、母親から手帳を受け取った記憶もないと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月から平成2年1月まで

私は、昭和61年4月から第3号被保険者であったが、申立期間である63年11月から平成2年1月までの毎月、私名義の預金口座から国民年金保険料が引き落とされていた。引き落とされていた保険料は、私の保険料であるので返してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持する自己名義の預金通帳の出金記録により、申立期間当時に、毎月、国民年金保険料が引き落とされていたことから、自身の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、同預金口座の口座開設申込書及び国民年金収納金口座振替依頼書によると、保険料の振替依頼をする被保険者として、申立人の長女の氏名及び国民年金手帳の記号番号が記載されていることが確認でき、申立期間当時に上記の申立人名義の預金口座から口座振替により納付されていた保険料は、長女の保険料であることは明らかである。

また、口座開設申込書に押印された届出印鑑と口座振替依頼書に押印された印鑑は同一である上、申立人は、押印されている印鑑は、自分の銀行取引印であると説明しており、申立人側において、保険料の口座振替を依頼していたことも併せて認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年1月まで

私の申立期間当時の国民年金は、父が、昭和36年4月ごろに加入手続きをし、自宅に来る集金人に、姉の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成10年11月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。さらに、申立期間は、平成10年11月及び13年3月の社会保険庁による記録整備により、申立人が当時、国民年金の強制加入対象者であったために生じた未納期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から50年9月まで

私は、昭和41年4月4日の結婚を機に区役所で国民年金への加入手続きを行い、それ以来自分で国民年金保険料を支払ってきた。保険料は原則としては区役所で納めていたが、納め損ねたりした期間の保険料については集金人の人がお金を取りに来たと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付時期、納付方法等に関する申立人の記憶は曖昧である上、納付したとする金額は、申立期間の保険料額と大きく異なるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年5月時点は、特例納付実施期間ではない上、その時点で申立期間は時効により保険料を納付できない期間でもあり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から50年9月まで

私の国民年金保険料については、時期は不明だが、私の母が、私の国民年金の加入手続や特例納付をしてくれた。私は、38万円ぐらいの金額が記載された領収書があったのを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年6月は、第3回特例納付が実施されている時期だが、申立人の記憶している金額は申立期間を特例納付した場合の保険料額と大きく異なる上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど申立人の母が申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和41年から43年ごろ、区役所からの通知で申立期間の国民年金保険料が未納であることを知り、何度も区役所で調べてもらったが納付記録は見つからなかった。区役所から、今なら一括納付できると勧められ4年分の保険料を区役所の窓口で一括納付したはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人がさかのぼって保険料を納付したとする昭和41年から43年ごろは、特例納付の実施時期ではなく、当該時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することはできない期間であり、過年度分の保険料は、区役所窓口で納付することはできない。また、申立人が納付したとする保険料額は、これまで3回実施された特例納付のいずれかの時期において申立期間の保険料を納付したとしても、その保険料額と大きく異なるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含め総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月ごろから45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月ごろから45年3月まで

私は、麻雀荘を開業した昭和43年1月ごろ、区役所の人^の勧めで夫婦一緒に国民年金の加入手続をし、私の妻が区役所の出張所で申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間について、国民年金に未加入とされ保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妻は、国民年金の加入手続及び保険料の納付時期等、納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人には国民年金に加入した記録が無く、申立人夫婦ともに国民年金手帳を所持していた記憶がないなど、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとみとめることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月ごろから45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月ごろから昭和45年3月まで

私は、夫が麻雀荘を開業した昭和43年1月ごろ、区役所の人^の勧めで夫婦一緒に国民年金の加入手続をし、区役所の出張所で私が夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間について、国民年金に未加入とされ保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付時期等納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人には国民年金に加入した記録が無く、申立人夫婦ともに国民年金手帳を所持していた記憶がないなど、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとみとめることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から58年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から58年10月まで

父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も母の保険料と一緒に集金人に納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び納付には関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないことから、当時の状況が不明確である上、申立人は、申立人の父親が同居の兄二人の保険料についても婚姻後に家を出るまで納付していたと説明しているが、兄二人の当該期間の保険料の納付記録は未加入又は未納となっているなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録も無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から49年5月までの期間及び54年3月から55年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から49年5月まで
② 昭和54年3月から55年5月まで

私は、国民年金の加入手続をした後、申立期間の国民年金保険料は区の出張所又は区役所で納めたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上に、当時の区の払出簿により申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和44年3月に払い出されていることが確認できるものの、当該払出簿には「フザイ」と記載されていることが確認でき、また、申立期間①及び②については、平成17年2月に資格得喪記録が訂正されたことにより未加入期間から未納期間に整備されたものであり、当該整備時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から50年9月まで

私は、区役所からの通知で未納分の国民年金保険料を一括で納められると知り、保険料の一部を親に負担してもらって未納分を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金の記号番号が払い出された昭和53年1月に近接する時期に第3回特例納付が実施されているが、申立人は、一括納付したとする時期、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、また、保険料の一部を援助してもらったとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、一括で納付したとする保険料は過年度で納められる2年分をまとめて納付したものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から55年6月まで

私は、長女が保育園に入園する際に国民年金への加入を勧奨され、加入手続をして国民年金保険料を納め続けてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付場所、保険料額、納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の記号番号が払い出された昭和57年7月ごろの時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 39 年 3 月までの期間及び 39 年 9 月から 42 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 39 年 9 月から 42 年 10 月まで

職場の事業主夫婦が、私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が勤めていた事業所の事業主夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする当時の事業主夫婦から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人は、当時給与から保険料が引かれていたことを元同僚と話し合ったとしているが、当該同僚の国民年金加入及び納付記録が確認できないなど、事業主夫婦が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から51年5月まで
私の申立期間の国民年金保険料については、母又は妻が納めていたはずである。申立期間が未加入で保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親又は妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができない上、妻の納付状況等に関する記憶も不明確である。

また、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所において、国民年金の記号番号が払い出された記録も無く、申立人の国民年金の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から同年8月まで
夫が私の平成9年度分の国民年金保険料を一年分前納したのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫は申立期間の保険料の納付状況等に関する記憶が不明確である。

また、夫は、毎年度送付される納付書により1年分の保険料を一括で前納していたとしており、平成9年度分も一括前納したとしているが、同年度のうちの9年9月から10年3月までの期間及び10年度分の保険料は11年10月21日に過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から40年3月までの期間及び42年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から40年3月まで
② 昭和42年4月から50年3月まで

私の亡夫は、私の申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとする夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、保険料の納付状況等が不明確である。

また、申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳の当該期間の検認印記録欄には検認印が押されていない上、申立人は夫から保険料をさかのぼって納付したことを聞いた記憶がなく、申立期間②については、夫婦の保険料を一緒に納付していたとする夫の当該期間の保険料も未納となっているなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年2月まで
夫の国民年金保険料は、納付書が届くと私が区役所で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、また、申立人の保険料を納付していたとする妻は、保険料額などの記憶が曖昧である上、妻自身も申立期間の大部分の保険料は未納となっているなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から39年9月までの期間、41年4月、41年10月、42年9月から43年6月までの期間、44年1月から同年2月までの期間、44年4月から同年8月までの期間、45年6月から55年2月までの期間及び55年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から39年9月まで
② 昭和41年4月
③ 昭和41年10月
④ 昭和42年9月から43年6月まで
⑤ 昭和44年1月及び同年2月
⑥ 昭和44年4月から同年8月まで
⑦ 昭和45年6月から55年2月まで
⑧ 昭和55年8月

手続の時期ははっきり憶えていないが、国民年金に加入する際、役所の人から「今、これだけの国民年金保険料を納めれば、年に60万円の年金がもらえる」と言われ、過去の未納分を全部納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続を行った時期について記憶がないなど、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は過去の保険料をまとめて納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成元年3月時点では特例納付の実施時

期は終了しているため、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から63年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月から63年4月まで

私は、会社退職後の昭和61年の8月か9月ごろ、区役所窓口で国民健康保険の加入手続を行った際、窓口職員から国民年金とセットで加入するように言われたので国民年金にも加入していたのではないかと思う。申立期間が国民年金に未加入で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付場所、納付時期、納付方法、納付金額など納付状況^{あいまい}についての記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人には、国民年金に加入した記録が無く、現在所持している年金手帳以外に年金手帳を所持していた記憶が無いなど、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年10月までの期間、37年1月から38年9月までの期間、39年9月から同年11月までの期間、40年7月から41年11月までの期間、42年10月、52年6月から57年9月までの期間、59年12月から60年7月までの期間、60年10月から61年6月までの期間、62年5月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年10月まで
② 昭和37年1月から38年9月まで
③ 昭和39年9月から同年11月まで
④ 昭和40年7月から41年11月まで
⑤ 昭和42年10月
⑥ 昭和52年6月から57年9月まで
⑦ 昭和59年12月から60年7月まで
⑧ 昭和60年10月から61年6月まで
⑨ 昭和62年5月から同年7月まで

申立期間の国民年金保険料については、母が納付してくれていたと思っていた。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付してくれていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難なため当時の状況が不明であり、また申立期間は9回にも及び、申立人はその間居住していた区から住所を変更しておらず、当該区においてこれだけの回数の事務処理を誤ることも考えにくいなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も

見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から49年3月まで

私は、昭和44年、会社を退職した直後に区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、妻の分と一緒に国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人が居住していた区では、申立期間当時、印紙検認方式による保険料の収納が行われていたが、申立人には、当該方式による納付の記憶が無いなど、保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和44年の会社退職後、すぐに国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、50年10月16日以降であることが確認でき、当該払出時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人には、現在所持する国民年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から40年3月までの期間、41年4月から43年6月までの期間、45年4月から同年9月までの期間、46年1月から同年3月までの期間及び46年7月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から40年3月まで
② 昭和41年4月から43年6月まで
③ 昭和45年4月から同年9月まで
④ 昭和46年1月から同年3月まで
⑤ 昭和46年7月から49年12月まで

私は、昭和35年10月ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、最初は集金人に現金で手渡し、途中から納付書で金融機関に納付していた。42年に結婚したが、妻とは別々に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料額及び納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧であること、申立は5期間に及び、国民年金手帳の記号番号が特定されている状況下で、近接した期間にこれだけの回数^{あいまい}の事務処理を行政が誤ることも考えにくいことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から41年3月まで

私の義母は、私の国民年金の加入手続を行い、夫の分と併せて申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身が国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の義母（平成11年死亡）から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、義母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人の義母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年7月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月7日から37年6月1日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和29年6月7日から37年6月1日までの8年間、A社あるいは自分が事業主となって創業したB社でC職に従事しており、厚生年金保険に加入していないことはありえないので、この期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和29年6月7日から37年6月1日までの8年間、A社あるいは自分が事業主となって創業したB社でC職に従事したと申し立てている。

しかし、A社（同社を引き継いだD社）は既に全喪し、解散しているため、申立期間当時の従業員等の資料は無く、かつ、申立期間当時の元事業主等の所在も不明であることから、同社及びこれらの者から申立人の申立期間に係る勤務の実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、申立人は、当時のA社における上司や同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に在籍していた従業員に照会した結果、連絡が取れた従業員は、申立人の退職時期は不明であるが、自分が同社を退職（同社における厚生年金被保険者資格は、昭和30年2月1日喪失）した後、引き続き申立人が設立した事業所でアルバイトをしていたと供述している。

2 申立人は、自らが事業主となってB社を創業し、厚生年金保険被保険者になっていたと申し立てているが、社会保険事務所の記録では、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年4月1日であり、申立期間のうち29年6月7日から34年4月1日までの期間は、適用事業所となっていない上、同事業所は個人事業所として適用事業所となっており、申立人は個人事業主として事業所台帳に記載があることから、厚生年金保険の被保険者となることができない。

また、このことは、社会保険事務所の記録でB社が昭和37年6月1日に法人化されたことに伴い、改めて、厚生年金保険の適用事業所となった際に、同日付けで申立人が同社における厚生年金保険被保険者資格を取得したことから確認できる。

さらに、前記従業員が、昭和30年2月以降、申立人が設立した事業所で勤務していたと証言していることから、申立人は申立期間の大半は個人事業主として勤務していたことがうかがえる。

このほか、社会保険事務所のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、住所が判明した元従業員に照会したが、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、昭和29年6月7日から34年4月1日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。また、申立人の申立期間のうち、昭和34年4月1日から37年6月1日までの期間において、申立人は個人事業主であり、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月20日から33年5月18日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和32年12月20日に入社してから平成4年3月31日に退社するまで、継続して勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

先輩運転手（その後、A社B部の課長に昇進）の証言から、申立人は、申立期間当時、A社に臨時職員として勤務していたことが推認できる。

しかし、当時のA社を引き継いだC社では、申立人が運転手としてA社のB部に所属していたとしているものの、申立期間当時の資料は既に廃棄処分しており、申立人の当時の厚生年金保険の取扱いについては確認できないと回答している。

また、申立人が記憶している同僚3名は、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では氏名が確認できず、かつ、3名とも既に死亡していることが判明したこともあって、これらの者から申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の取扱い状況等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の上記名簿から、申立期間に同職種である運転手として在籍していた当時の先輩運転手に照会したところ、当該先輩運転手から、同社では、自分を含め申立人及び他の同僚運転手は入社後5か月から1年間は臨時社員であり、臨時社員時代は社会保険には加入していなかったの、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたはずがないとの供述が

あった。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月15日から57年5月15日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の証言等から、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社が保管している人事記録では、申立人に付されている職員番号から、申立人はアルバイト契約で入社していることが確認される上、同社の事業主から、同社では、アルバイト契約の従業員は厚生年金保険には加入させない扱いをしているとの証言があった。

また、A社は、B厚生年金基金に加入しているが、申立人については、当該厚生年金基金の加入記録も無いことが確認できる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から同年6月21日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、平成6年3月1日から同年6月21日までの期間が厚生年金保険被保険者として未加入になっていた。社会保険事務所に確認をしたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い旨の説明を受けた。創業以来、自分は社長を辞めたことはなく、申立期間の「納入告知書・納付書・領収証書」の写しもあるので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在職していたことが、商業登記簿から確認できる。

また、社会保険庁のA社に係る申立人の厚生年金保険記録では、平成6年3月1日で被保険者資格を喪失し、再度、同年6月21日で取得している。

一方、申立人は、申立期間に係る「納入告知書・納付書・領収証書」の写しもあるので、厚生年金保険料を納付したとしているが、申立人が提出した「納入告知書・納付書・領収証書」の写しは平成6年1月分から同年6月分までのものであるところ、前述の申立人に係る厚生年金保険被保険者記録の処理は同年9月に行われており、同年8月から7年1月分のA社に対する社会保険料額で申立人の厚生年金保険被保険者期間に係る同年3月から同年5月分までの社会保険料額が相殺されていることが、同社が社会保険料の納付に利用している金融機関に係る資料から確認できる。

さらに、同社から提出のあった「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」は、A社のゴム印が押されている上、申立人は、同社は自分を含めて二人が在籍

する会社であったとしていることから、申立人の厚生年金保険の手續について、代表取締役である申立人が知らなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該資格の取得・喪失処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険被保険者資格の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年から40年まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和38年から約2年間、同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚及びA社の従業員の供述から、申立人の勤務した期間までは特定できないが、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の新規適用事業所になったのは昭和39年4月1日であり、申立期間のうち、38年から39年3月31日までの期間は、適用事業所となっていない。

また、A社は、既に全喪し、廃業しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に同じ職場で勤務したとする同僚は、申立人について、勤務の期間は不明であるが大工として働いていたとはしているものの、これ以外については当時のことはすべて忘れたと回答しており、申立人の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元同僚等に照会したところ、回答のあった5名中4名は、申立人が勤務の期間は不明であるが、大工であったとしており、自分の場合、厚生年金保険の新規適用前は厚生年金保険料を控除されていなかったものの、申立人について勤務の事実や厚生年金保険の取

扱いを確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで
② 昭和 36 年 8 月 21 日から 38 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。勤務期間は定かではないが、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間のうち、昭和 35 年 5 月 1 日から 36 年 8 月 1 日までの期間及び同年 10 月 21 日から 38 年 8 月 1 日までの期間については、社会保険事務所の記録から、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、当時の元同僚は「A社に入社した昭和 34 年 5 月 1 日には厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。昭和 36 年に厚生年金保険に加入して間もなく会社が倒産したので同僚 4 人と他社に移った。」と供述しており、元同僚の厚生年金保険の加入記録から、昭和 37 年 4 月 1 日に他社に入社していることが確認でき、A社が同年 3 月ごろまでに倒産したことが推認できる。

さらに、申立人と同様に昭和 36 年 8 月 21 日に資格喪失と記録されている者が 17 人中 2 人あり、申立人の記録が誤った記録であるとは考え難い。

加えて、事業主は既に死亡しており、申立人の勤務の実態、厚生年金保険料の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月1日から33年9月30日まで
平成19年に社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されている旨の回答をもらった。
しかし、脱退手当金の支給対象とされたA社では厚生年金保険関係の事務を担当していたが、その当時、脱退手当金の制度を承知しておらず、退職時にその請求手続を行った記憶もない。
このため、申立期間について厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定された約2か月前（昭和33年12月17日）に、申立人の厚生年金保険被保険者期間及び当該期間に係る標準報酬月額額の総額を社会保険事務所に回答したとみられる記録があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の34年2月24日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人に係る2回の厚生年金保険加入期間のうち、最初に被保険者資格を取得したB社に係る2か月の加入期間については記憶していたが、2回目に資格取得したA社に係る7年3か月の加入期間（申立期間）につい

ては失念していたため、平成6年に年金の裁定請求を行った際、脱退手当金が支給されていることに気付かなかつたとする申立人の供述は不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月1日から33年6月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社。以下同じ。）に勤務した期間のうち、申立期間に係る記録が無いという旨の回答をもらった。同社には、昭和32年6月1日から勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保存しておらず、当時の事業主も死亡しているため、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

また、申立人は、当時の同僚7名の名前を挙げているが、そのうち連絡が取れた2名に照会したところ、両名から回答があり、いずれも申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、申立期間も申立人が勤務していたか否かについては覚えていないと供述している。

さらに、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入している従業員3名に照会したところ、全員から回答があり、そのうち2名は申立人のことを記憶しておらず、他の1名は申立人のことを覚えているものの、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等については分からないとしている。そして、従業員1名は、「当時、会社は、厚生年金保険には入社後一定期間経過した後加入させていた。」と供述している。

上記回答のあった同僚等5名のうち、3名については、入社後1か月から7か月経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが認められ、このことから、同社では、申立期間当時、一部の従業員について、入社後の

一定期間厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 21 日から 43 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。しかし、当該期間は同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人は、当時の上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人が氏名を挙げた当時の取引関係者等2名は、いずれも、申立人が当該事業所に勤務していた記憶があるとしているものの、申立期間も勤務していたか否かは覚えていないと供述している。

また、A社は、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、会社があったとする所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、当時の事業主の氏名を記憶しているが、所在不明で連絡が取れないことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

その上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社での厚生年金保険の資格喪失日は、昭和 35 年 7 月 1 日である旨の回答をもらった。同社を退職したのは同月 31 日であるので、この間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚 2 名は、申立人のことを記憶しているものの、申立期間について申立人が勤務していたかどうかは分からないとしている。

また、社会保険事務所の A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時被保険者であった従業員 3 名に照会したところ、いずれも、申立人のことを記憶していないと供述している。

さらに、A 社では、申立期間当時の従業員に関する資料が保存されていないことなどから、申立人の同社における勤務の実態や厚生年金保険料の控除については不明であるとしている。

加えて、申立人が A 社を退職後勤務した会社も確認したが、申立人に関する履歴書等の資料は保管しておらず、申立人の A 社における退職日を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A 病院（現在は、B 病院。以下同じ。）に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由。

申立人は、申立期間に、A 病院に出向の医師として勤務していたと申し立てており、同病院における昭和 45 年 9 月 1 日現在の職員一覧表に申立人の記録があることから、勤務期間の確認はできないものの、申立人が同病院に勤務していたことは認められる。

しかし、A 病院は、同病院の医師全員が C 共済年金に加入資格の無い出向者であるため、基本的には厚生年金保険が適用されるどころ、同病院が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 51 年 4 月 1 日からであり、申立人に関しては、申立期間当時、厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除していない旨回答している。

このことは、社会保険事務所の記録により、厚生年金保険の加入状況を見ると、同病院が適用事業所となったのは昭和 51 年 4 月 1 日からであることから裏付けられる。

また、申立人が名前を挙げた同僚の医師は、申立期間当時、厚生年金保険に加入しておらず、国民年金に加入し、その保険料を納付している。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B工場に勤務していた申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。同工場に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 34 年 3 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間について、A社B工場に「臨時工」として勤務していたと申し立てている。

そこで、社会保険事務所のA社B工場に係る被保険者名簿から、申立期間当時に同工場に勤務していたことが確認できる従業員に照会したところ、複数の従業員が、申立人又は申立人が記憶していた上司及び同僚を記憶している旨供述していることから、期間を特定できないものの、申立人が同工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社では、申立期間当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないとしている。

また、申立人が記憶していた当時のA社B工場の上司及び同僚は、いずれも既に死亡しているか、又は申立人が同僚の姓を記憶しているのみでこれらの者を特定できず、連絡先等も不明であるため、当該上司及び同僚から申立人の厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

一方、社会保険事務所のA社B工場に係る被保険者名簿から申立期間当時に同工場に勤務していたことが確認できる複数の従業員が、申立期間当時、同工場では、まず「臨時工」として採用され、2か月程度で「養成員」とな

り、その後正社員となるが、「臨時工」である期間は従業員を厚生年金保険に加入させていなかった旨供述している。また、これらの従業員が入社したとする日から社会保険事務所の同工場に係る被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間をみると、いずれも2か月となっていることが確認できる。このことから同工場では、申立期間当時、採用した従業員について、入社してから2か月程度経過後に「養成員」として、厚生年金保険に加入させるという取扱いを行っていたことが認められる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 25 日から 54 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、もっと長い期間勤務していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した日を明確に記憶していないが、申立期間についても同社に勤務していたと主張している。

しかし、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の勤務状況等について照会したところ、4人から回答があり、そのうちの1人は、申立人を記憶していたが、申立期間当時に申立人は勤務していなかったとしており、残る3人は、申立人のことを記憶していない。

また、A社は、同社が保管していた厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人は、社会保険事務所の記録どおり、昭和 51 年 4 月 25 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、同日以降は、被保険者ではなかったために、同年 4 月から 54 年 2 月までの厚生年金保険料は控除していなかったとしている。

さらに、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 51 年 4 月 25 日付けの申立人の被保険者資格喪失に係る届出が同年 5 月 13 日に受け付けられ、その際、申立人の政府管掌健康保険の被保険者証が返納されていたことを確認できる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月ころから 22 年 1 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 21 年 1 月ころから 22 年 1 月までA社に事務員として勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に解散しており、申立期間当時の事業主は死亡しているため、当該事業主から申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶していた同僚 4 人は、社会保険事務所の A 社の厚生年金保険被保険者名簿に氏名が無く、厚生年金保険の加入記録を確認することができず、連絡先も不明であるため、上記被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の勤務状況等を照会したところ、これらの従業員は申立人のことを記憶していない。そして、当該複数の従業員の中の 1 人が、申立期間当時に A 社に勤務していた印刷工及び事務員の氏名を数名記憶しており、当該被保険者名簿には、印刷工の氏名は確認できるが、事務員の氏名は確認できないことから、申立期間当時、同社の事業主は、一部の従業員について厚生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料が控除されたとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見

当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年ころから39年ころまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和34年ころから39年ころまでA社（所在地がB県C郡）に請負契約の季節労働者として勤務していたとしている。

しかし、社会保険庁の記録では、A社は、B県C郡において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。そして、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、これらの者を特定することはできず、これらの者から同社の状況や申立人の勤務状況等について確認することができない。

また、厚生年金保険の適用事業所として確認できる、申立人が勤務していたとするA社と類似名称の事業所で、所在地がB県C郡にあったD社の厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の記録は無く、当該被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の勤務状況等を照会したところ、申立人について記憶している者はいなかった。

そこで、社会保険庁に適用事業所として記録されているB県の同名の事業所2社及び類似名称の事業所（E社等の3社）の厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の記録は無い。

さらに、申立人は、申立期間当時は国民健康保険に加入していたと供述しており、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除についても、明

確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 30 日から 35 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に同社で勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の証言及び申立人から提出のあった、昭和 34 年 3 月 28 日にA社から申立人あてに送付された採用通知により、申立人は、退職月の特定はできないものの、申立期間中に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたと記憶している複数の同僚について、社会保険庁のオンライン記録から、厚生年金保険の加入状況を確認したところ、当該複数の同僚は、いずれも同社において厚生年金保険の加入記録が無い。

また、A社は、既に解散しており、事業主及び役員の連絡先も不明であることから、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたと記憶している複数の同僚のうち、連絡が取れた1人から、申立人の勤務状況等を照会したところ、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは記憶しているものの、厚生年金保険の控除等については分からないとしている。

さらに、申立人は、申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料が控除されたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月17日から32年5月5日まで

社会保険事務所に照会したところ、家事使用人として勤務していたA町のB宿舎の厚生年金保険加入記録が昭和24年10月から26年3月17日までであるとする旨の回答があった。しかし、同宿舎には32年5月5日まで勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格については、「昭和26年7月3日保発第51号厚生省保険局長から各都道府県知事あて通知」により、26年7月1日以降は、政府の直備使用人としての身分を喪失することとなり、いわゆる家事使用人は健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者とは取り扱われないこととなった。

また、社会保険事務所の上記B宿舎に係る被保険者名簿を確認したところ、昭和26年1月から同年7月1日までにかけて、大量の被保険者が申立人と同様に厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる。

これらのことについて、申立人と同時期に同事業所において厚生年金保険の資格を喪失した複数の従業員に照会したところ、いずれも引き続きB宿舎で勤務していたとしているものの、上記被保険者名簿では、厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる。

さらに、当該複数の従業員は、同事業所では、しばしば勤務先の家族の変更があったとしている。また、その内1名は、上記の通達の趣旨について認識しており、上記の厚生年金保険の資格を喪失した複数の者はいずれも当該勤務先の変更の時点で厚生年金保険の資格を喪失したのではないかとしており、加えて、当該従業員は、同事業所において、資格喪失後の保険料は控除

されていなかったと供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から平成元年10月2日まで
昭和40年4月A社に入社し、62年9月30日退職。同年10月1日子会社のB社に正式に社員として入社し、平成2年6月末日に退職した。年金特別便で昭和62年10月1日から平成元年10月2日までの厚生年金の記録が無いことが分かった。調査をお願いします。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社における雇用保険の加入記録及び事業主から提出された社員名簿、労働契約書、嘱託契約書等により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、社員名簿の健康保険記号番号の取得欄の日付は‘89年(平成元年)10月2日となっており、健康保険と厚生年金保険は原則同時に手続がとられることから、事業主により社会保険事務所の記録どおり、同日に厚生年金保険被保険者の資格についても取得手続がとられたと推認できる。

また、申立人がB社入社後も、その前に勤務していたA社の健康保険組合に任意継続被保険者として加入していた記録が確認できる。このことから、申立人がC健康保険組合に対し、任意継続被保険者としての手続を行っていたことを認識しながら、事業主がB社で政府管掌健康保険組合に加入させ、厚生年金保険の資格取得手続をとることは考え難い。

さらに、事業主は、2年間にわたり複数の被保険者標準報酬月額算定基礎届を提出する機会があつたにもかかわらず、申立人が厚生年金保険に加入していないという事実に気付かなかつたということも考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 2091

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 10 月 21 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主の供述により、申立人が、申立期間にA社で勤務したことは推認できる。

しかし、当該事業主は、申立期間当時、同社では入社後3か月から6か月程度経過後に厚生年金保険や雇用保険に加入する手続を行ったとしている。

また、申立人が記憶していた同僚は、同社に昭和61年5月に入社したとしているところ、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿において、当該入社日から1年程度経過した62年7月から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、当該同僚は、厚生年金保険料についても、厚生年金保険に加入してから控除されたと供述していることから、事業主は上記供述のとおり、入社後一定期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行い、加入手続後から厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

加えて、申立人に係る雇用保険の加入記録においても、昭和62年10月21日から被保険者となっており、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月1日から40年1月6日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間当時に健康保険証を使用した記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の供述により、具体的な期間は特定できないが、申立期間当時、申立人が、A事業所に勤務していたことは推認できるものの、同事務所は既に解散しており、事業主も死亡しているため、同事務所及び当該事業主から、申立人に係る厚生年金保険の加入状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、社会保険事務所の同事業所に係る被保険者名簿では、昭和37年1月当時の同事業所における厚生年金保険の被保険者は4名であったが、当該4名のうち、申立人を含む3名は、申立人と同時期の同年1月26日及び同年2月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人と同時期に資格を喪失した被保険者は、いずれも所在が不明であるため、当該被保険者に申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、社会保険事務所の記録では、同事業所は昭和38年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、申立期間のうち、同日から40年1月6日までは適用事業所となっていないことが確認できる。

また、昭和39年に入社した申立人の同僚が、同事業所は社会保険に加入していなかったと供述していること、及び当該同僚は、申立期間に国民年金に

加入し、その保険料を納付していること等から判断すると、同事業所が申立人に係る厚生年金保険料を給与から控除していたとは考え難い。

なお、申立人は、申立期間に同事業所に係る健康保険被保険者証を使用したとしているが、申立人が受診したとする医療機関は既に廃業しており、申立人の供述を確認することはできず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①については、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできず、また、申立期間②については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和19年4月から20年8月まで
②昭和28年10月から30年3月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、両申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①は勤労働員学徒としてA社で働いており、申立期間②もB社に勤務していたのは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C高等学校（申立人が在籍していた工業学校）の卒業証明書及び記念誌から、昭和19年4月から20年8月まで勤労働員学徒としてA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、厚生年金保険の被保険者たる者として指定されていることから、申立人は労働者年金保険あるいは厚生年金保険の被保険者でなかったものと認められる。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①当時、申立人と同年代の従業員についても厚生年金保険の加入記録は無い。

申立期間②については、当該期間において、申立人はB社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、社会保険事務所

の記録から、昭和 31 年 10 月 1 日であり、申立期間には適用事業所となっていない上、B 社は、既に適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡していることから、同社及び事業主から同社における申立人の勤務の状況等を確認することはできない。

また、申立人は、当時の B 社における上司及び同僚について、記憶しているのは名字だけであり、これらの者を特定することができないため、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 31 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したところ、そのうちの 1 人は、申立人について記憶しているものの、勤務期間までは覚えておらず、自分は同資格を取得するまで給与からその保険料を控除されていなかったとしている。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた昭和 41 年 3 月 1 日から 44 年 5 月 31 日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。当該期間も同社には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における同僚の供述により、申立人は、申立期間当時に同社に勤務していたことは推認することができる。

一方、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、社会保険事務所の記録から、昭和 41 年 8 月 1 日であることが確認できる。

また、A社は、昭和 54 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、同社元役員で現在はB社の事業主は、申立期間当時の事業主は死亡しており、さらに、申立期間当時の従業員の厚生年金保険の加入状況等に関する資料等を保管していないことなどから、申立人の申立期間当時の同社における厚生年金保険の加入状況は不明であるとしている。

さらに、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している同僚 3 名のうち 2 名は、社会保険事務所の事業所別被保険者名簿に加入記録が無いことから、厚生年金保険の被保険者ではなかったものと考えられる。また、残る 1 名については申立人と一緒にB社からA社へ昭和 41 年 3 月 1 日に異動し、勤務していたとしているものの、申立期間当時の同社における厚生年金保険の適用状況については不明としているほか、同社における自分の厚生年金保険の加入時期は申立人と同じ昭和 41 年 8 月であるとしているところ、社会保険事務所の事業所別被保険者名簿から、厚生年金保険被保険者資格の取

得日は41年8月1日であることが確認できる。

加えて、A社に係る社会保険事務所の事業所別被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者であることが確認できる複数の従業員に対する、申立人の申立期間における勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況等についての照会結果では、申立人のことを記憶している者が見られたが、申立人の勤務期間、及び申立期間当時の同社における厚生年金保険の適用状況については分からないとしている。

また、申立人に係るA社における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 1 日から 8 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社における被保険者資格の取得日が、平成 8 年 4 月 1 日である旨の回答をもらった。同社には平成 7 年 5 月 1 日から勤務しており、在籍証明書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の在籍証明書により、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、申立人から入社時に「国民年金に加入しており、引き続き 1 年間は国民年金に加入する。」という申出があったことから、申立人を厚生年金保険に加入させず、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったと回答している。なお、社会保険庁の記録によると、同社における上記の供述のとおり、申立人は、申立期間を含め、平成 6 年 9 月から 8 年 3 月までの期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、A社が保有する申立人に係る平成 8 年分の所得税源泉徴収簿により、平成 7 年 12 月から 8 年 3 月までの期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていなかったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月 17 日から同年 6 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A 組合に勤務していた昭和 60 年 1 月 17 日から平成元年 4 月 1 日までの期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同組合には、昭和 60 年 1 月 17 日から勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間当時に勤務していたA組合の従業員の供述により、申立人は申立期間において同組合に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A組合が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立人が被保険者資格を取得している昭和 60 年 6 月 1 日であり、同組合は、申立期間には厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことが確認できる。

また、A組合が厚生年金保険の適用事業所となった際に被保険者資格を取得した7名のうち、住所が判明した5名に対して申立期間に係る保険料控除について照会したところ、4名から回答があり、そのうちの2名は同期間に厚生年金保険料が給与から控除されていなかったと回答している（なお、他の2名は不明とのことである。）。

さらに、A組合の代表者は死亡していることから、申立内容に係る事情について供述を得ることができなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いが、昭和 26 年 4 月から 30 年 5 月までA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の取締役1名及び同僚1名は、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを供述しており、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間当時に同社に在籍していた元同僚5名に照会したところ、このうち資格取得日が申立人と同じ昭和 26 年 10 月 1 日である1名については、入社時の年齢、学歴及び入社日が申立人と同じであることが判明した上、他の1名についても、社会保険事務所の被保険者名簿の記録により、入社してから5か月目に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、同社では入社後、一定期間経過後に被保険者資格を取得させる取扱いが行われていた可能性がうかがわれる。

また、A社の現在の事務担当者は、当時の記録が保存されておらず、当時の事務担当者とも連絡が取れないことから、申立人の勤務実態並びに厚生年金保険料の控除及び納付については不明であるとしている。

さらに、申立人が記憶している当時の副社長及び上記の取締役からも、申立期間当時のA社における厚生年金保険の加入並びに厚生年金保険料の控除及び納付については不明であるとの供述しか得ることができなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月12日から同年11月13日まで

A社に、昭和22年4月から23年2月まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険加入記録が抜けているので、同期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿を基に、申立期間当時に同社に在籍し、連絡先を把握できた元同僚14名に照会したところ、昭和22年8月に入社した2名が申立人を記憶していたものの、同年8月21日に入社した1名は、「はっきりとは時期を記憶していないが、自分が昭和22年8月21日に入社した後に申立人は入社しており、その時期は、自分の入社後1、2週間後といった程度の期間ではない。」と供述しており、また、同年12月中旬に同社を退職した他の1名は、「自分は、申立人が同社に入社してまもなく退職した。」と供述している。上記内容からは、22年8月に入社している元同僚2名は、申立人が、自分より後に「入社」と認識しており、このことから、申立人は、申立内容に記載の期間のうち、同社に在籍していなかった期間があることがうかがわれ、また、再入社と考えられる時期は、上記の元同僚の入社時期(22年8月)から、少なくとも月単位の期間が経過した後であることがうかがわれる。

また、A社は、平成12年に破産となっているところ、同社の法人登記簿謄本から住所を把握できた元取締役2名に照会したが、両名によると、申立人の申立期間に係る状況について調査したが不明とのことであり、申立期間の在職を裏付ける供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が名前を記憶している同僚のうち、1名の連絡先が把握できたことから照会したが、同人は申立人について記憶が無く、申立内容に係る供述を得ることができなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 19 日から 39 年 5 月 1 日まで
申立期間にA社に勤務し、給料から厚生年金保険料を引かれていた記憶がある。事業主の妻から勤務していたことを認める確認書をもっている
ので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の妻、同社に勤務していた申立人の縁戚関係者及び同社の元同僚の供述により、申立人が同社に在籍していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、A社に入社後、昭和 39 年 4 月まで運転手として勤務し、同年 5 月に店長になったが、運転手として勤務していた期間は「臨時扱い」であったことを自ら供述している。

また、申立人は、A社において昭和 39 年 7 月 1 日から雇用保険の加入記録を有しているが、申立期間においては、加入記録を有していない。

さらに、A社の元経理事務担当者は、申立人の厚生年金保険への加入や保険料控除については記憶していないと回答しており、このほか、同社の元同僚数名に照会したところ、申立人の同社における在籍は確認できたものの、保険料控除が行われていたことをうかがわせる事情について供述を得ることはできなかった。

なお、申立人は、申立期間を含めた昭和 36 年 4 月から 39 年 4 月までの期間について、両親が納付したかもしれないとするものの、国民年金保険料を納付していることが社会保険庁の記録により確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 40 年ごろ
②平成 5 年 11 月 23 日から 6 年 7 月 25 日まで
③平成 8 年 6 月 14 日から 9 年 5 月 25 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B支社に勤務していた期間①、C社に勤務していた期間②及びD社に勤務していた期間③の加入記録が無い旨の回答があった。これらの事業所に勤務していたのは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社B支社がEデパート内に出店した店舗で、開店当時から勤務していたと主張している。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社B支社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 41 年 8 月 1 日で、申立期間①当時は適用事業所となっていない上、Eデパート内の店舗に開店当時勤務していた従業員のうち 3 名が、同デパートでの出店時期は 43 年であると証言している。

また、申立人はA社B支社の上司、同僚等を記憶していないため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、新規適用当時に厚生年金保険被保険者であった複数の従業員に照会し、回答を得た 4 人すべてが申立人について記憶していなかった。

さらに、当該従業員が氏名を記憶していた、Eデパート内店舗の出店当時の従業員 4 人も申立人について記憶していなかったため、申立人の勤務実態を確認することはできなかった。

申立期間②について、申立人は、平成 5 年 11 月から 6 年 7 月まで、C社が経営

するホテルで勤務していたと申し立てている。しかし、社会保険事務所の同社に係る記録では、申立期間を含む4年10月31日から8年12月1日までの間、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている従業員のうち、平成4年10月31日付けで資格を喪失し、9年1月1日付けで再取得している者が、当該適用事業所でない期間中に同社の関連会社G社で厚生年金保険に加入していることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の確認も行ったが、申立人の氏名は記録されていない。

さらに、申立人は、当該ホテルの上司、同僚を記憶していないことから、C社及びG社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の従業員に照会し、8人から回答を得たが、このうち3人が申立人を記憶しているものの、申立人が当該ホテルに勤務していたのは平成8年頃で、勤務期間は2、3か月程度であったと証言している。

加えて、複数の従業員より、同ホテルの従業員の大半はアルバイト契約で、厚生年金保険に加入していた正社員は一部の責任者だけであり、その正社員も採用後、1か月から3か月の試用期間が設けられていた旨の供述があった。

申立期間③について、申立人は、平成8年6月14日から9年5月25日までD社経営の飲食店に勤務していたと申し立てている。しかし、同社に照会したところ、当該店舗の経営主体はH社であり、同社とのフランチャイズ契約に基づいて飲食店Dの屋号を使用していたことが判明したが、社会保険事務所のH社に係る記録では、同社は9年8月に適用事業所となっており、申立期間③の当時は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人の雇用保険加入記録（平成9年11月21日から10年9月30日まで）及びH社が保有する申立人の給与明細書（9年12月から10年2月分）から判断すると、申立人が、申立期間後の9年11月以降に同社で勤務していた事実が確認できるものの、当該給与明細書には、厚生年金保険料及び健康保険料の控除額が記載されていない。

さらに、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の従業員に照会し、11人から回答を得たが、この全員が申立人について記憶していなかった。

加えて、申立期間②を含む平成4年10月9日から7年11月6日までの期間、申立期間③を含む8年5月25日から11年9月1日までの期間について、申立人が当時居住していた区で国民健康保険に加入していた記録が確認された。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 11 日から 37 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録がなかった。しかし、当該期間も、同社B支社に勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人は、申立期間において、A社B支社に継続的に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社B支社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和 37 年 10 月 1 日である。

また、当時の経理担当の従業員は、申立期間中にB支社に赴任してきた支社長が、同支社で社会保険料の給与控除が行われていないことに気付き、昭和 37 年 9 月か 10 月に厚生年金保険等の加入手続を行い、同年 10 月から厚生年金保険料の控除を開始したと供述している。なお、当該経理担当者・申立人の元上司、元同僚ら合計 5 人が、B支社において同年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除については、確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年ころから 55 年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録がない旨の回答があった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び当時の同僚の証言により、申立期間の一部について、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社についての厚生年金保険の適用事業所としての記録は認められない上、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、同社は平成元年に解散しており、当時の事業主及び役員も不明であり、これを確認することができない。

また、当時の同僚に照会したところ、「厚生年金保険料は給与から控除されず、控除されていたのは税金と雇用保険料だけであった。申立人も同様だったはずである。」と供述があった。

さらに、申立期間前の昭和 48 年 4 月から現在に至るまで、申立人が居住している市で国民健康保険に加入していることが確認できる上、申立人の国民年金保険料の納付記録から、申立人は、国民健康保険と同じ 48 年 4 月に国民年金に加入し、A社で雇用保険に加入した 53 年 1 月 1 日に資格を喪失するまでの期間について、一部未納期間を除き、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月20日から38年3月25日まで
年金問題が騒がれるようになって、社会保険事務所で自分の年金記録を確認した際に、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、私は、申立期間に係る脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和38年8月6日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は申立期間について厚生年金保険被保険者であったという自覚は無かったと供述していることや、申立期間と重複する昭和36年4月以降の国民年金保険料を特例納付しているなど、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 51 年 1 月 31 日まで
平成 20 年 2 月に市役所で息子の年金手帳の再発行を依頼した際に、家族全員の年金記録を調べてもらったところ、申立期間について、脱退手当金を受給していることになっていることを初めて知った。
しかし、当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 51 年 5 月 28 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。